物的非課税(用途による非課税)の内容

現在, 固定資産の性格又は用途により非課税とされている固定資産は, 次 に掲げる固定資産である。

- ① 国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用 又は公共の用に供する固定資産(法348②I)
- ② 皇室経済法第7条に規定する皇位とともに伝わるべき由緒ある物である固定資産(法348②IのII)
- ③ 独立行政法人水資源機構,土地改良区,土地改良区連合及び土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令第49条の4に定めるもの(法348②II)
- ④ 鉄道事業者又は軌道経営者が都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち政令第49条の5第1項で定める市街地の区域又は同条第2項で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち同条第3項で定める区域において直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルで同条第4項に定めるもの(法348②IIのV)
- ⑤ 公共の危害防止のために設置された鉄道事業又は軌道経営の用に供する踏切道及び踏切保安装置 (法348②IIのVI)
- ⑥ 既設の鉄道若しくは軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設、公共の用に供する飛行場の滑走路の延長に伴い新たに建設された立体交差化施設又は道路の改築に伴い改良された既設の立体交差化施設で政令第49条の6で定めるもののうち線路設備、電路設備その他の構築物で同条第3項で定めるもの(法348②IIのVII)

- ⑦ 鉄道事業者, 軌道経営者が都市計画法第7条第1項の規定により指定された市街化区域内において鉄道事業又は軌道経営の用に供する地下道又は 路線道路橋で, 政令第49条の7で定めるもの(法348②IIのVII)
- ⑧ 宗教法人が、専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する 境内建物及び境内地(旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する 建物、工作物及び土地を含む。)(法348②皿)
 - ⑨ 墓 地 (法348②IV)
 - ⑩ 公共の用に供する道路,運河用地及び水道用地(法348②V)
 - ① 公共の用に供する用悪水路,ため池,堤とう及び井溝(法348②VI)
- ② 保安林に係る土地 (森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する施設の用に供する土地で政令第49条の8で定めるものを除く。)(法348②VII)
- ③ 国立公園又は国定公園の特別地域のうち特別保護地区その他省令第10条の5第1項で定める地域内の土地で同条第2項で定めるもの(法348②VIIのII)
- ④ 文化財保護法の規定によって国宝, 重要文化財, 重要有形民俗文化財, 特別史蹟, 史蹟, 特別名勝, 名勝, 特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され, 若しくは旧重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定により認定された家屋又はその敷地(法348②WI)
- ⑤ 重要伝統的建造物群保存地区内の政令第49条の9で定める家屋(法348 ②曜のII)
- (6) 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人(学校法人等という。)がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産(②に該当するものを除く。),学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第1条の学校又は同法第124条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団・財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産(②に該当するものを除く。)並びに公益社団・財団法人がその設置する図書館において直接その用く。

に供する固定資産及び公益社団・財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第2条第1項の博物館において直接その用に供する固定資産(法348②IX)

- ① 医療法第31条の公的医療機関の開設者,社会医療法人,特定医療法人,公益社団・財団法人,一般社団・財団法人(非営利型法人に限る。),社会福祉法人,健康保険組合及び健康保険組合連合会,国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が設置する看護師,准看護師,歯科衛生士,歯科技工士,助産師,臨床検査技師,理学療法士及び作業療法士の養成所において直接教育の用に供する固定資産(法348②IXのII)
- ® 社会福祉法人(日本赤十字社を含む。⑲から㉑までにおいて同じ。)が生活保護法第38条第1項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令第49条の11で定めるもの(法348②X)
- ⑨ 社会福祉法人その他政令第49条の11の2で定める者が児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産(法348②XのII)
- ② 社会福祉法人その他政令第49条の12第1項で定める者が児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令第49条の12第2項で定めるもの(法348②XのII)
- ② 学校法人、社会福祉法人その他政令第49条の12の2で定める者が就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する固定資産(法348②XのIV)
- ② 社会福祉法人その他政令第49条の13第1項で定める者が老人福祉法第 5条の3に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令第49条の13第 2項で定めるもの(法348②XのV)
- ② 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産(法348②XのVI)
- ② ®から②までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業(同条第3項第1

号の2に掲げる事業を除く。)の用に供する固定資産で政令第49条の15第2項で定めるもの(法348②XのVII)

- ⑤ 更生保護法人が更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する固定資産で政令第49条の16で定めるもの(法348②XのVII)
- ② 介護保険法第115条の47第1項の規定により市町村から包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産(法348②XのIX)
- ② 市町村の認可を得た者が児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業 所内保育事業(利用定員6人以上)の用に供する固定資産(法348②XのX)
- ② ①から②までに掲げる固定資産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令第50条で定めるもの(法348②XI)
- ② 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号又は第2号に規定する業務の用に供する固定資産で政令第50条の2で定めるもの(法348②XIのII)
- ⑩ 農業協同組合法,消費生活協同組合法及び水産業協同組合法による組合及び連合会が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令第50条の2の2で定めるもの並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有し、かつ、経営する家畜診療所において直接その用に供する固定資産(法348②XIのⅢ)
- ③ 健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令第50条の3第1項で定めるもの並びに当該組合等が所有し、かつ、経営する同条第2項で定める保健施設において直接その用に供する固定資産(法348②XIのIV)
- ② 社会医療法人が直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供する固定 資産で政令第50条の3の2で定めるもの(法348②XIのV)
- ② 独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構 法第13条第3号に規定する業務の用に供する固定資産で政令第50条の4で定

めるもの (法348②XIのVI)

- ③ 公益社団・財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令第50条の5で定めるもの(法348② XII)
- ⑤ 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法第 23条第1項から第4項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令第51 条で定めるもの(法348②Ⅷ)
- ③ 商工会議所又は日本商工会議所が商工会議所法第9条又は第65条に規定する事業の用に供する固定資産及び商工会又は都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会が商工会法第11条又は第55条の8第1項若しくは第2項に規定する事業の用に供する固定資産で、政令第51条の2で定めるもの(法348②XIV)
- ③ 独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構 法第12条第1項第1号,第3号,第4号又は第7号に規定する業務の用に供 する固定資産で政令第51条の2の2で定めるもの(法348②XM)
- ③ 独立行政法人日本芸術文化振興会が独立行政法人日本芸術文化振興会 法第14条第1項第1号から第5号までに規定する業務の用に供する固定資産 で政令第51条の2の3で定めるもの(法348②XIII)
- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第1号に規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条の3で定めるもの(法348②)(間)
- ④ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条第1項第4号若しくは第7号又は附則第5条第3項第3号に規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条の4で定めるもの(法348②XIX)
- ④ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第2号に規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条の5で定めるもの(法348②XXII)

- ⑩ 漁業協同組合,漁業生産組合及び漁業協同組合連合会が所有し、かつ、政令第51条の6で定める漁船用燃料の貯蔵施設の用に供する固定資産で同条で定めるもの(法348②XXIV)
- ❸ 公益社団・財団法人で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令第51条の8で定めるものにおいて直接その用に供する家屋(法348②XXVI)
- ④ 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1 項第1号イ若しくは口、第4号イ、口若しくは二又は第5号イに規定する業 務の用に供する固定資産で政令第51条の9で定めるもの(法348②XXVIII)
- ⑥ 独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第 10条第1号から第7号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条の10で定めるもの(法348②XXIX)
- ⑥ 日本下水道事業団が日本下水道事業団法第26条第1項第7号又は第8号に規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条の11で定めるもの(法348②XXX)
- ⑩ 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第18条第1 項各号に定める工事(同条第4項(被災市街地復興特別措置法第22条第2項 及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 101条の15第1項において準用する場合を含む。)の公告に係るものに限る。) に係る施設の用に供されるものとして取得した土地(法348②XXXII)
- ® 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第13条第1項第2号及び第3号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第25条により貸し付けている固定資産で政令第51条の14で定めるもの(法348②XXXIV)
- ⑩ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条第1 項に規定する旅客会社,旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関す る法律の一部を改正する法律(平成13年法律第61号)附則第2条第1項に規 定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律

- の一部を改正する法律(平成27年法律第36号) 附則第2条第1項に規定する 新会社が所有する専ら皇室の用に供する車両で政令第51条の15で定めるもの (法348②XXXV)
- ⑩ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(以下「機構法」という。)第14条第1項第1号に規定する業務(農業機械化促進法を廃止する等の法律第1条の規定による廃止前の農業機械化促進法(以下「旧農業機械化促進法」という。)第16条第1項第1号及び第3号から第5号までに規定する業務に該当するものを除く。)又は機構法第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第2項から第4項までに規定する業務の用に供する固定資産及び直接同条第1項第1号に規定する業務(旧農業機械化促進法第16条第1項第1号に規定する業務に該当するものに限る。)の用に供する固定資産(独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により承継し、かつ、直接旧農業機械化促進法第16条第1項第1号に規定する業務の用に供したものに限る。)で政令第51条の15の2で定めるもの(法348②XXXVI)
 - ⑤ 国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法第12条第1項第1号から第5号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条の15の3で定めるもの(法348②XXXVII)
 - ② 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第18条第1項第1号又は第2号に規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条の15の4で定めるもの(法348②XXXVIII)
 - 図 国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法第14条第1項第1号から第8号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条の15の5で定めるもの(法348②XXXIX)
 - ② 独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法第 13条第1項第3号に規定する業務の用に供する家屋で政令第51条の15の6で 定めるもの (法348②XL)
 - ⑤ 日本司法支援センターが総合法律支援法第30条第1項第1号に規定す

る業務の用に供する固定資産で政令第51条の15の7で定めるもの(法348② XLI)

- ③ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第15条第1項第1号イ若しくは第3号から第5号まで又は第2項に規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条15の8で定めるもの(法348②XLII)
- ⑤ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が、国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第1項第1号から第3号まで又は第2項第1号に規定する業務の用に供する固定資産で政令第51条の15の9で定めるもの(法348②XLIII)
- 図 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が、国立研究開発法人量 子科学技術研究開発機構法第16条第2号から第7号までに規定する業務の用 に供する固定資産で政令第51条の15の10で定めるもの(法348②XLIV)
- ⑤ ダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備と 一体となってその効用を全うする施設及び工作物を含む。)で洪水調節に資 するものとして政令第51条の15の11で定めるもの(法348②XLⅢ)
- ⑩ 森林組合法、農業保険法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法、輸出入取引法、中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、商店街振興組合法及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律による組合(信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。)、連合会(信用協同組合連合会を除く。)及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合,全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、企業年金基金及び企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等、漁船保険組合、たばこ耕作組合、輸出水産業組合、土地改

良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫(法348④)

- ⑥ 旅客会社等が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から有料で借り受ける市街地トンネル (法348⑤)
- ⑩ 非課税独立行政法人が所有する固定資産(当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。),国立大学法人等が所有する固定資産(当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものを除く。)及び日本年金機構が所有する固定資産(日本年金機構以外の者が使用しているものを除く。)(法348⑥)
- ⑩ 非課税独立行政法人で政令第51条の16の3第1項で定めるものが公益 社団・財団法人から無償で借り受けて直接その本来の業務の用に供する土地 で政令第51条の16の3第2項で定めるもの(法348⑦)
- ⑩ 地方独立行政法人(公立大学法人を除く。)が所有する固定資産(当該固定資産を所有する地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)及び公立大学法人が所有する固定資産(当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものを除く。)(法348®)
 - ⑥ 外国の政府が所有する大使館等の用に供する固定資産(法3489)
- ⑥ 東日本高速道路株式会社,首都高速道路株式会社,中日本高速道路株式会社,西日本高速道路株式会社,阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が,高速道路株式会社法第5条第1項第1号,第2号若しくは第4号に規定する事業(本州四国連絡高速道路株式会社にあっては、同項第1号,第2号,第4号又は第5号口に規定する事業)の用に供する固定資産で政令附則第10条の3第1項で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が,独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が,独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号若しくは第9号に規定する業務の用に供する固定資産で政令附則第10条の3第1項で定めるもの(ただし,平成18年度から令和7年度までの各年度分に限る。)(法附則14①)

- ⑩ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち政令附則第10条の3第2項で定める市街地の区域又は政令附則第10条の3第3項で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域で政令附則第10条の3第4項で定めるものにおいて都市鉄道等利便増進法第2条第6号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日(平成17年8月1日)から令和3年3月31日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネル(法附則14②)
- ⑥ 一定の一般社団・財団法人について、公益社団・財団法人とみなして ⑥ ⑦ ② ④ ② を適用 (法附則41③)
- ⑩ 特定移行一般社団法人等が平成20年12月1日前から設置している幼稚 園、図書館、博物館(法附則41⑨)

(以上)